

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村(保険者)名	佐倉市
所属名	福祉部 高齢者福祉課

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

項目番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				令和6年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価結果	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	佐倉市における高齢者人口は増加を続けており、高齢化率は令和5年9月末現在で33.4%、令和22年には40.6%になると見込まれている。高齢者の増加に伴い、独居の高齢者や高齢者のみ世帯の増加も見込まれる中で、介護を含めた様々な支援を必要とする高齢者が生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築と推進、深化が課題となっている。	在宅生活を支える体制の充実(生活支援体制の整備)	協議体の開催 30回	協議体の開催 37回	◎	地域の課題抽出や生活支援に関する資源の開発等に関して協議体を通して話し合いの場を持つことができたため、今後も継続していく。
2	①自立支援、介護予防、重度化防止		介護予防の総合的な推進(介護予防普及啓発事業)	・介護予防教室等の開催:570回	・介護予防教室等の開催:485回	◎	要支援や要介護状態になることを予防するための取り組みを引き続き推進し、介護に頼らず自立できるようにする取り組みを引き続き推進していく。
3	①自立支援、介護予防、重度化防止		介護予防の総合的な推進(地域介護予防活動支援事業)	・介護予防ボランティア新規養成者:30人 ・地域介護予防活動支援事業補助金の交付:40団体 ・週1回以上活動する通いの場:115か所	・介護予防ボランティア登録者:217人(新規養成者23人) ・地域介護予防活動支援事業補助金の交付:41団体 ・週1回以上活動する通いの場:85か所	○	地域で介護予防の知識の普及と実践を担う介護予防リーダーを養成し、住民主体の通いの場の充実を図るとともに、通いの場が効果的かつ継続的な介護予防の取り組みとなるよう支援を継続して実施していく。
4	①自立支援、介護予防、重度化防止		介護予防の総合的な推進(介護予防・生活支援サービス事業)	・住民主体による生活援助サービス提供団体への補助:6団体 ・法人と住民が共同して行う通所型サービス団体への補助:2団体	・住民主体による生活援助サービス提供団体への補助:6団体 ・法人と住民が共同して行う通所型サービス団体への補助:2団体	◎	住民が自ら担い手として活動する多様なサービスを引き続き維持していくため、住民や団体のニーズを把握しながら、団体への補助を継続していく。
5	①自立支援、介護予防、重度化防止		認知症にやさしい佐倉の推進(認知症の理解を深めるための普及啓発)	・認知症サポーター養成講座の開催:40回 ・認知症サポーター受講者:1,000人	・認知症サポーター養成講座の開催:30回 ・認知症サポーター受講者:1454人	◎	認知症基本法の施行に伴い、正しい知識の普及にさらに務めることが必要となる。引き続き、小中学生、一般企業等幅広い対象への認知症サポーター養成講座を実施する。
6	①自立支援、介護予防、重度化防止		認知症にやさしい佐倉の推進(認知症バリアフリー、社会参加支援)	・オレンジカフェ開設:6か所 ・チームオレンジ新規登録者:6人	・オレンジカフェ開設:6か所 ・チームオレンジ新規登録者:17人	◎	認知症基本法の施行に伴い、認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きることができるよう、また、認知症の人のつながりを支援し、家族等の介護負担の軽減をはかりながら、認知症の人が地域において役割を担い生きがいをもちた生活を送れるような支援体制づくりを引き続き行う。
7	②介護給付等費用の適正化	令和5年9月末現在の65歳以上の要支援・要介護認定者は8,965人であり、65歳以上の高齢者のうち約15.7%が認定を受けている。推計では3年後には、認定者数が1万人を超えることが見込まれている。	サービスの質の担保(事業者への指導・監査)	・集団指導:1回 ・実地指導:20回	・集団指導:1回 ・実地指導:21回	◎	年度当初の予定では、20回実施する計画であったが、居宅介護支援事業所を1事業所追加で実施することができた。6年に1度の実施が可能となるように年度当初に年間予定をたて、引き続き計画的に実地指導を行う。
8	②介護給付等費用の適正化	この先、認定者数は増加の一途であることから、適切な介護サービスの提供を維持していくことが必要である。	介護給付適正化事業の取組	・適正化主要3事業の実施数:3事業	・適正化主要3事業の実施数:3事業	◎	要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検を実施している。引き続き、自立支援に資する適切なケアプランによって利用者が真に必要なとするサービス提供が適切に行われているか確認を行う。
9							
10							